

平成 2 2 年 第 4 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 2 年 第 4 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

平成22年第4回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成22年11月29日(月曜日)(第1号)

開会.....	5
1 日程第1 会期の決定.....	5
1 日程第2 委員長報告(質疑、討論、採決).....	5
1 決算特別委員長(浅利美知子)の報告.....	6
1 1番(後藤幸吉)の反対討論(認定第3号).....	8
1 4番(清田哲也)の賛成討論(認定第3号).....	9
1 3番(高司政文)の反対討論(議案第3号).....	9
1 11番(御手洗秀光)の賛成討論(議案第3号).....	10
1 審議結果.....	10
1 日程第3 市長提出議案の上程.....	10
1 上程議案一覧表.....	11
1 日程第4 提案理由の説明.....	11
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	11
1 日程第5 議案質疑.....	11
1 日程第6 討論、採決.....	12
1 3番(高司政文)の反対討論(議案第121号).....	12
1 1番(後藤幸吉)の賛成討論(議案第121号).....	13
1 審議結果.....	14
1 日程第7 委員会提出議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決).....	14
1 議会運営委員長(下川芳夫)の説明.....	14
1 上程議案一覧表.....	14
1 審議結果.....	15
1 日程第8 会議録署名議員の指名.....	15
閉会.....	15

第4回 佐伯市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年11月29日（月曜日） 午前10時15分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	河 野 豊 元	8 番	佐 藤 元
10 番	上 田 徹	11 番	御手洗 秀 光
12 番	清 家 儀太郎	13 番	日 高 嘉 己
14 番	玉 田 茂	15 番	榊 田 穂 積
16 番	三 浦 涉	17 番	井 上 清 三
18 番	小 野 宗 司	19 番	浅 利 美知子
20 番	後 藤 勇 人	21 番	渡 邊 一 晴
22 番	井野上 準	23 番	兒 玉 輝 彦
24 番	宮 脇 保 芳	25 番	清 家 好 文
26 番	江 藤 茂	27 番	吉 良 栄 三夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香一郎		

欠席議員の氏名

9 番 和 久 博 至

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	長 西 嶋 泰 義	教 育 次 長	江 藤 幸 一
副 市長	長 山 本 清 一 郎	消 防 長	川 野 良 好 明
教 育 部 長	長 塩 分 藤 高 嗣	総務部次長兼上浦振興局長	笠 村 由 喜
総 務 部 長	長 川 原 弘 嗣	総務部次長兼弥生振興局長	高 橋 弥 重 郎
財 務 部 長	長 三 原 信 行	総務部次長兼本匠振興局長	小 野 富 志 夫
企 画 商 工 観 光 部 長	長 魚 住 慎 治	総務部次長兼宇目振興局長	矢 野 幸 正
市 民 生 活 部 長	長 染 矢 隆 則	総務部次長兼直川振興局長	内 田 昇 二
福 祉 保 健 部 長	長 石 田 初 喜	総務部次長兼鶴見振興局長	福 泉 慶 一 郎
上 下 水 道 部 長	長 三 又 秀 喜	総務部次長兼米水津振興局長	清 家 保 賀
農 林 水 産 部 長	長 高 橋 満 弥	総務部次長兼蒲江振興局長	

議事日程第1号

平成22年11月29日（月曜日） 午前10時15分 開 会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 第3 市長提出議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
 - 第5 議案質疑
 - 第6 討論、採決
 - 第7 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第8 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 日程第3 市長提出議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
 - 日程第5 議案質疑
 - 日程第6 討論、採決
 - 日程第7 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第8 会議録署名議員の指名
-

午前10時15分 開 会

議長（小野宗司） おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。
ただいまから、平成22年第4回佐伯市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は、本日29日の1日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第2 委員長報告（質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第2、委員長報告を行います。

閉会中継続審査として決算特別委員会に付託されました認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算の認定についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、浅利美知子さん。

決算特別委員長（浅利美知子） 決算特別委員長の浅利美知子でございます。

本特別委員会に付託され、閉会中継続審査となっております認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算の認定について、去る11月10日から12日までの3日間にわたり委員会を開会し慎重審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず初日は、委員1名欠席のもと委員会が開会され、冒頭の正副委員長互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に吉良栄三委員が選任されました。

市長のあいさつに続き、執行部から平成21年度普通会計決算の概要及び主要施策の成果等に関する報告書の説明を受けましたので、その概要を申し上げます。

平成21年度決算は、国の経済対策としての定額給付金の支給、臨時交付金事業の実施などにより20年度から21年度への繰越金が大きかったことに加え、21年度においても相次いで経済対策が実施され例年になく変動の大きな年度となった。

決算の規模については、歳入総額449億7,015万6,000円、歳出総額439億7,481万3,000円で、形式収支9億9,534万3,000円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源2億2,934万7,000円を除いた実質収支は7億6,599万6,000円の黒字となり、前年度比5億4,113万4,000円の増となった。21年度末地方債残高は、676億7,354万4,000円となり、前年度比19億6,632万円の減となった。一方、財政調整・減債、両基金は、前年度同様21年度も取り崩しをすることなく財政運営できたことから約1億9,700万円の増で合計73億4,011万6,000円の保有額となっている。

決算の特徴について、歳入が対前年度比で0.8%、3億5,782万4,000円の増加となった。その主な要因は、普通交付税、臨時財政対策債が増加したほか国の経済対策に伴い国庫支出金が15億5,642万円増加したことによるものである。他方、地方税については、長引く景気低迷の影響により前年比3.5%、2億7,328万1,000円の減収となった。

歳出は、対前年度比で0.4%、1億6,718万1,000円の減となった。職員数削減により人件費が1.1%減少する一方、生活保護費・私立保育所運営費など扶助費の増、償還額が増えたことによる公債費の増など義務的経費全体で前年比2.7%、6億829万9,000円の増となっている。投資的経費については、国の経済対策による増加要素はあったものの城西団地整備事業、林業木材産業等振興施設整備交付金事業などの大型事業の終了に伴い、前年度比2.1%、1億8,508万7,000円の減となった。

歳入歳出の状況分析について、歳入のうち地方交付税の占める割合が41.5%と最も大きく、一方で市税や使用料などの自主財源は22.3%と歳入の4分の1を下回る状況となっている。歳出においては、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の構成比が51.8%と高くなり歳出の2分の1を占める状況となっているとの報告がありました。

引き続き決算等の状況カードに基づいて、歳入及び性質別歳出の状況、公債費の動向、基金残高の状況など詳細な説明がありました。なお、決算カードに示された各種指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率及び将来負担比率、いずれも早期健全化計画の判断基準を下回る値となっている。

しかし、本市の財政構造は交付税収入への依存度が極めて高く、国が策定する経済対策に

大きく左右される体質であることから、国の施策や制度改正に十分留意し、かつ第2期行革プランに沿った効率的、効果的な財政運営に心掛け市民サービスの向上に努めたいとの財政当局の考え方が示されました。

若干の質疑に引き続き、監査委員から平成21年度決算に対する総括的意見を求めましたが、決算に係る数値・各種財政指標など財政分析の結果は、審査意見書記載のとおりでありますので、詳細な報告は省略させていただきまして、監査委員の執行部に対する最終的な指摘・要望事項を申し上げます。

本年度の財政状況は、国の地方交付税及び経済対策事業等の施策の影響が大きく反映して、実質単年度収支は黒字に転じたものの財政の硬直化は更に進んだ厳しい状態と言える。今後も行財政改革の一層の推進と効率的事業実施を強く望むとともに、財源確保の観点から収入未済額の滞納整理強化、職員の財務会計知識の向上、補助金の見直し、施設管理のあり方に関する抜本的検討、集落排水事業普及率の向上など、財政の健全化・安定化を目指し、職員一丸となって危機意識を持った財政運営にあたることを強く要望するとの監査委員の意見が述べられました。

監査委員の審査意見書に関連して、効果的な市税等の滞納整理の手法について意見が交わされたのち決算事項別明細書のページを追って審査いたしました。各款の各種事業に関連して白熱した質疑、答弁が交わされたわけですが、事前にお断りしておりますとおり、決算特別委員会は、議長・議会選出監査委員を除く全議員で構成されており、審議の内容は皆様御承知のとおりでありますので、詳細な報告は省略させていただきます。

主な質疑として一般会計歳入においては、1款、市税に関し、予算額設定のあり方、不納欠損の状況、多額となった収入未済額の解消のための抜本的対策等について、執行部の姿勢を問う質疑が出されました。

そのほか歳入では、第7款、自動車取得税交付金における減税措置の影響額及び地方特例交付金における補填額、第9款では地方交付税の今後の見通しについて、第11款、分担金及び負担金においては、私立保育所入所者自己負担金の収入未済額の処理方針、第15款、財産運用収入の状況等、歳入の各款にわたり活発な質疑、答弁が交わされ歳入の質疑を終了して10日は散会いたしました。

翌11日は、委員2名欠席のもと委員会を再開し、一般会計歳出から質疑を続行いたしました。

第2款、総務費に関連して、本庁及び振興局職員の人事配置に対する考え方、不用額の発生理由と内訳、地域パワーアップ事業の実施状況、第3款、民生費では、緊急通報システム事業の状況、第5款、労働費では、ふるさと雇用再生特別交付金事業の内容、第6款、農林水産業費では、木造住宅建設助成事業の効果、第7款、商工費では、商工会に対する宅配事業関連補助金の状況及び企業誘致関係事業に対する予算配分の考え方などについて質疑が出されました。

そのほか歳出各款の各事業に関し活発な質疑、答弁が交わされ、11日は7款、商工費までの質疑を終了して散会いたしました。

最終日12日は委員3名欠席のもとに委員会を再開し一般会計歳出の質疑を続行いたしました。

第8款、土木費では、港湾改修事業負担金に関連して佐伯港港湾計画見直しの状況、第10

款、教育費では、スクールバス運行状況、学力向上支援事業の実績と今後の方針などについて質疑が出されました。

第10款、教育費のうち国際交流推進協議会補助金に関連して、一委員から、佐伯市長が代表を務める外郭団体へ佐伯市から直接補助金を交付することの妥当性を質したのに対し、執行部から、当該団体の設立趣旨に鑑み補助金交付が公益上意義あるものであれば、当該団体の代表者が市長であっても特に問題はないとの答弁がありました。なお、交付申請などの事務手続きにおいては、規程の定めにも則し、副会長名で請求書類を作成するなど、法的矛盾を生じさせないよう措置しているとの補足説明もなされました。

一般会計に続き16会計にわたる各特別会計の質疑を経て、3日間にわたる委員会審査を踏まえて総括質疑を行いました。

一委員から、市税等の自主財源確保のためには、徴収体制の強化及び職員の資質向上が必要で、そのためにも職員研修が重要ではないかと質したのに対し、執行部から、効果的な市税滞納整理には専門職員の育成が不可欠であるが、本年度は特に、自治大学の専門研修に職員を派遣したほか例年大分県市町村職員研修センターが実施する各種事務研修にも職員を派遣している。また、本年8月には人材育成基本方針を策定したほか来年度は仮称人材育成係設置も検討しており、今後とも職員研修の重要性を再認識し人材育成に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか企業誘致への取り組み、まちづくりに対する市長の基本姿勢などについても質疑が出されました。

総括質疑を経て討論に入り、一委員から、決算の中に市民要求にこたえるための市政に臨む確固たるビジョンが感じられない。また本決算には、新庁舎建設事業、敬老年金廃止、職員給与引下げなどが含まれているとして反対意見が出されたのち、採決の結果、認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算の認定については、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 反対の立場で意見を申し述べます。第1期市議会41名、そのとき池彦の土地を買収。これは、19対20ということで否決しました。その結果にも関わらず歴史資料館の事業は推進しているように思われます。市民の合意のない、執行部だけの議会に問うことのない金が流れていくことは不満であります。それと各種補助金、それが無駄なく有意義に使わ

れているのか。それと行財政改革がまだまだ不十分であると、そのように考えて私は3号に反対しております。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） おはようございます。4番、平成会の清田哲也です。私は認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算の認定に関しまして、賛成の立場で討論いたします。平成21年度の一般会計及び特別会計を合わせました実質収支は、約10億4,592万円の黒字、また一般会計単年度収支額も2年ぶりに5億4,113万円の黒字となりました。自主財源が乏しい上に、扶助費などの義務的経費が上昇傾向にある中で、基金の積み増しや市債の繰上償還を行い、平成21年4月に全面施行されました財政健全化法の健全化基準に何一つ抵触することのない決算状況となっております。依存財源の比率が大きく、将来的な不安は拭えませんが、合併特例期間の終了に備え、毎年着実に市債を減じて、基金を増やす財政運営の状況が、本決算から伺えます。ただし、監査委員の意見書にもありますように、収入未済額の徴収強化と、排水事業における普及率の向上に関して、しっかり取り組んでいただくことを強く要望いたします。このことを申し添えました上で、認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算につきましては、全体的に堅実な財政運営が、適切になされており、認定すべきものと考えますので、皆様方の御理解をお願いしました上で、私の賛成討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） おはようございます。3番議員日本共産党の高司政文です。私は認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算の認定に反対の立場で意見を述べたいと思います。反対の大きな理由は、この決算の成果が西嶋市長自身、財政の立て直しが先、と述べたように、行革の成果として基金残高と職員削減の目標を上回ったことを挙げるものの、市民の暮らしに思いをはせ、その期待にこたえたということを表せないということでもあります。もちろん、財政の立て直しは必要ですが、行政は会社経営と違い、住民サービスが原点です。会社経営は、売り上げや利益が上がり、借金が減りさえすれば基本的にどんな商売をしてもかまいませんが、行政は中身が問題です。市民が求めているものは、景気をよくしてほしい、暮らしを楽しんでほしい、住みやすい街にしてほしいといった、生活実感からくるものであり、そのためにどういう施策を打ち、どういう成果を上げたかが重要だと思えます。さらに、佐伯市の街作りに関しては、市長が投資的経費を80億円維持した、というように、結局大型開発に進む道筋・方向で街作りを目指していると受け取らざるを得ないことです。新庁舎や、現在提案されている大手前開発などの大型事業では、一部の業者が一時的に潤うだけで、佐伯市の経済的基盤を作ることや、市民の暮らしが上向くことにはなりません。佐伯市の目指すべきは、農林水産業を生かした街作り、地場産業を大事にする街作りで、市民全体が潤う、そのための諸施策の充実、予算の配分ではないでしょうか。債務残高を減らすことは賛成ですが、一気に20億円も減らせるのであれば、その一部を使い国保税の値下げ、介護保険料利用料の減額など、市民の負担軽減に使ったり、周辺部の所得向上につながる農林水産の独自事業を増やしたり、地元業者が潤う住宅リフォーム制度の創設や、身近な公共事業を増やすなどして景気や雇用対策、市税の増収になるような積極的な施策を打つべきだと思えます。また、この決算には、21年度中に反対をしました新庁舎の建設事業費や、敬老年金廃止、職員給与

引き下げも含まれており、もう一つの反対理由としますなお、監査委員から指摘された、決算書のミスも大きな問題です。今後も職員の皆さんが数字には十分注意するようお願いして、反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） 11番議員の新風会所属の御手洗秀光でございます。認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算の認定について賛成の立場で討論を行います。御存じのとおり、平成21年度の決算につきましては、11月10日から12日までの3日間、浅利委員長のもと、決算特別委員会が開催をされ、議論を行ってまいりました。詳しい内容につきましては、先程の委員長報告のとおりであります。各委員からは様々な質問や意見が出され、執行部からは回答や取り組みの経過の報告を受けました。あわせて、監査委員からいくつかの指摘を受けましたが、執行部から今後の予算執行に十分生かしていくとの考え方が示されました。行政サービスは、多岐にわたることからいたしまして、大変な苦勞があることは承知をしておりますけれども、市民が豊かで幸せに暮らせるよう、責任のある仕事もしているわけですから、予算執行には十分配慮をお願いをしたいというふうに考えております。今後は監査委員の作成した、佐伯市歳入歳出決算及び基金の運用状況を示す書類の審査意見書49ページ並びに50ページの結びに書かれております内容、並びに佐伯市健全化判断比率及び資金不足比率で報告されている内容をしっかり研さんの上、今後の予算執行に十分反映していただくこと。あわせて、自前財政の確保努力と、一括交付金化に伴う対応と体制作りを強く要望いたしまして、認定第3号に対する賛成の討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

決算特別委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

審議結果

認 定

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	平成21年度佐伯市各会計決算の認定について	決算特別	原案認定

日程第3 市長提出議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、市長提出議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第119号、第120号、及び第121号、以上3件であります。

平成22年第4回佐伯市議会臨時会上程議案一覧表

議案

番 号	件 名
第119号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第120号	佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
第121号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） おはようございます。ただ今、本臨時会に上程されました議案について御説明いたします。

議案第119号「佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正」、議案第120号「佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」及び議案第121号「佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正」につきましては、平成22年8月10日に行われた人事院の勧告に鑑み、市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当を特別職国家公務員に準じ減額し、並びに職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を国家公務員に準じ改定しようとするものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、議案に対する担当部長の詳細説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時48分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第5、議案質疑を行います。

議案第119号、第120号、及び第121号、以上3件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第119号、第120号、及び第121号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第119号、第120号、及び第121号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第6、討論、採決を行います。

まず議案第119号、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号、佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員日本共産党の高司政文です。

私は議案第121号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について反対の立場から意見を述べたいと思います。この議案は人事院勧告に従い国家公務員に準じて、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当を引き下げるものです。反対の大きな理由は、公務員の給与引き下げが民間労働者の賃金引き下げにつながり、佐伯市の地域経済を更に冷え込ませるといことです。職員給与は昨年も約7,000万円の引き下げとなっており、今回の引き下げ総額約8,740万円と合わせると、2年で1億6,000万円にもなります。このことが消費支出の減少を招き、年末商戦を控える市内の様々な業者に跳ね返り、市民税の減少にもつながります。市民の中には、公務員の給料を下げるという一定の世論があることは知っています。しかしこの間、全国的に公務員を減らし、給与を下げていますが、市民の暮らしは豊かになったで

しょうか。佐伯市をとっても、国と財源は債務、つまり借金を減らすのに使われ、必ずしも市民の暮らしに回っているとはいえません。国政レベルで見ても、先日の参議院選挙では、みんなの党が消費税を上げる前にやるべき事があるといって議席を増やしましたが、やるべき事は公務員を減らし、給与を下げろということであります。つまり、公務員も民間並みに痛みを分かち合ったのだから、その後は消費税を上げて文句を言うな、というのが論法です。結局最後は国民・市民に跳ね返ってくることになります。現在の佐伯市を含め、日本経済で必要なことは、デフレ経済の脱却、そのための内需拡大、個人消費の拡大であります。そしてそれは、労働者の賃金を引き上げてこそ可能となります。大企業は、派遣などの非正規雇用を拡大し、失業者を増やすことで大もうけを上げ、244兆円もの内部留保を抱えています。この一部を国民に還元し、正社員を増やし、民間の賃金を上げれば個人消費の拡大につながり、経済の成長につながります。このことを強く主張したいと思います。なお、私は市長ら特別職の引き下げには4年勤めればもらえる退職金があることを考え、反対はしませんでした。またこの後議員報酬の引き下げ議案がありますが、これも気持ちは反対ですが自分たちの報酬のことですので、なかなか正面切って反対をしづらいついて考えております。以上で反対討論を終わります。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

後藤議員。

1番（後藤幸吉） 1番議員の後藤幸吉です。いつも反対ばかりせんで、賛成もします。

先程高司議員が言われました、佐伯市の生活実態と市役所の職員の給料、考えてみてください。私たちが言われるのは、市の職員の給料は高い、数が多いということは常に言われております。ただ、なかなか一定の給料を取りよった人たちの下げれっていうのは気の毒ではありますが、仕事のない佐伯市の若い人たちの立場から考えれば、少しずつでも改良するべきであると思います。実は5年前、人事院勧告を出されて賛成した。議員の給料は上がった、職員は下がった、新聞で大きく叩かれましたが、今回は私たち議員も7号で同意しております。自分たちでも血を流しております、わずかですが。それと、議会は定数を44名から30名に減らして経費の削減には努めております。そのことを考えれば、佐伯市の職員の給料を少しでも下げていくということ、報酬を下げていくということには積極的に賛成します。本当は反対をして、まだ下げんといけんと言いたいのですが、現在の執行部ではそういうことはできませんので、せめて人事院の勧告に沿ったことに対しては賛成いたします。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第119号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について		原案可決
第120号	佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について		原案可決
第121号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について		原案可決

日程第7 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第7、委員会提出議案の上程を行います。

委員会提出議案第7号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、下川芳夫君。

議会運営委員長（下川芳夫） 議会運営委員長の下川芳夫でございます。

ただ今、本臨時会に上程されました議案につきまして、議会運営委員会を代表して御説明いたします。

委員会提出議案第7号「佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」につきましては、平成22年8月10日に行われた人事院の勧告に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当を減額する措置を講じ、また、あわせて所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、本議案は、あらかじめ各派代表者で構成する議会運営委員会の議決に基づき提出いたしますので、議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年第4回佐伯市議会臨時会上程議案一覧表

委員会提出議案

番 号	件 名
第7号	佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（小野宗司） これより、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

委員会提出議案第7号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会提出の議案は、委員会に付託しない扱いになっておりますので、念のため申し添えます。

これより、討論、採決を行います。

委員会提出議案第7号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

委員会提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 7 号	佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		原案可決

日程第 8 会議録署名議員の指名

議長(小野宗司) 日程第 8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、三浦渉君、20番、後藤勇人君、以上の2名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、平成22年第4回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午前10時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年11月29日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 三 浦 渉

署 名 議 員 後 藤 勇 人